



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

〔告示〕

- 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(二二八)
- 〔府令〕
- 沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令(内閣府六)
- 〔省令〕
- 財務省組織規則の一部を改正する省令(財務五)
- 日本たばこ産業株式会社法施行規則の一部を改正する省令(同六)
- 専修学校設置基準の一部を改正する省令(文部科学一)
- 育成者権を侵害する物品に該当するか否かの認定手続に係る農林水産大臣の意見聴取に関する省令(農林水産四)
- 〔規則〕
- 人事院規則九一五五(特地勤務手当等)の一部を改正する人事院規則(人事院九一五五一八五)

日 次

- 過疎地域を区域とする市町村を公示する件(総務・農林水産・国土交通一六)
- 過疎地域自立促進特別措置法第三十条第一項の規定により過疎地域とみなされる市町村の区域を公示する件(同一七)
- 過疎地域自立促進特別措置法第三十三条第二項の規定により過疎地域とみなされる区域を公示する件(同一八)
- 除籍が滅失した件(法務一〇四、一〇五)
- 戸籍法第百十七条の二第一項の規定による指定に関する件(同一〇六)
- 原戸籍の一部が滅失した件(同一〇七)
- 日本国に帰化を許可する件(同一〇八)
- アシアハイウェイ道路網に関する政府間協定のロシア連邦による承認に関する件(外務一〇九)
- アジアハイウェイ道路網に関する政署名に関する件(同一一〇)
- アジアハイウェイ道路網に関する政府間協定のアフガニスタン・イスラム共和国による批准に関する件(同一一一)
- 租税特別措置法施行令第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件の一部を改正する件(農林水産二二一)
- 政府調達に関する協定の附属書Iの修正に関する件(同一二三)
- 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約へのスードン共和国の加入に関する件(同一二四)

○生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書へのスワジiland王国の加入に関する件(同一一五)

○個人向け国債の取扱機関になることができる者を定めた件の一部を改正する件(財務八四)

○政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件の一部を改正する件(同八五)

○専修学校設置基準第十二条第一項の規定に基づき、専修学校が履修させることができる授業について定める件(同八六)

○社会通情教育の廃止を許可した件(同二五)

○使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部を改正する件(厚生労働七一)

○国立高度専門医療センター及び国立ハンセン病療養所入院人所規程の一部を改正する件(同七二)

○健康保険の事務の一部を行わせる地域として指定した件の一部を改正する件(社会保険庁一一二)

○租税特別措置法施行令第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件の一部を改正する件(農林水産二二一)

〔公 告〕

内閣 法務省 農林水産省

〔人事異動〕
〔国会事項〕

〔官厅報告〕

公証人任免(法務省)

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

(厚生労働省)

官厅 諸事項

投資顧問業者営業保証金取戻し、所得税法第一八〇条の規定に該当しなくなつた外国法人、鉱業法第一八九条関係

裁判所 相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係

(以下次のページへ続く)
本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

(前のページより続き)

特殊法人等

厚生年金基金変更、保険料の前納払込みに係る保険料の払込みの時期等を定める公告関係

地方公共団体

公債償還(東京都区)関係

会社その他

本号で公布された法令のあらまし**法令のあらまし**

◇介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(政令第二八号)(厚生労働省)

一 介護保険法施行令の一部改正関係**地域支援事業の上限額**

市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した各年度の介護給付等に要する費用の予想額に一〇〇分の三を乗じた額等とすることとした。(第三七条の二関係)

2 保険料率の算定に関する基準

(一) 保険料に係る第一号被保険者の区分について、市町村民税世帯非課税者であつて、公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が八〇万円以下である者の区分を定め、当該区分における保険料基準額に乘じる標準割合を四分の二とすることとした。(第三八条関係)

(二) 保険料に係る第一号被保険者の区分について、市町村民税が課されている者の区分については合計所得金額に基づいて更に区分が分されることができることとし、当該区分における保険料基準額に乗じる割合について、市町村が当該区分に応じて定めることとする(第三九条関係)

二 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正関係

1 介護給付費等に対する負担金等

介護給付費及び地域支援事業に要する費用における保険料基準額に乗じる割合について、市町村が当該区分に応じて定めることとする(第三九条関係)

2 第一号被保険者負担率

介護給付及び予防給付に要する費用のうち第二号被保険者が負担する割合を一〇〇分の三とすることとした。(第五条関係)

この政令は、平成一八年四月一日から施行することとした。

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成十八年三月一日 内閣総理大臣 小泉純一郎

政令

政令第十八号

内閣は、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第五十一条第二項、第一百十五条の三十八第三項、第一百二十一條、第一百二十二条の二、第一百二十二項、第一百二十九条第二項、第一百四十七条第一項、第三項及び第五项、第一百四十八条第一項及び第二項並びに第一百五十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

〔介護保険法施行令の一部改正〕

第一条 介護保険法施行令(平成十年政令第四百二号)の一部を次のように改正する。
目次中 「第四章 事業者及び施設」
第一節 指定居宅介護支援事業者
第二節 介護老人保健施設(第三者)
〔第四章 事業者及び施設〕
〔第二節 指定居宅介護支援事業者〕
〔第三十五条の二〕を
〔第六条・第三十七条〕を
〔第三十五条の二〕を
〔第四章の二〕
〔第二節 指定居宅老人保健施設(第三者)〕
〔第三十七条〕を
〔第三十五条の二〕に改める。

施設介護支援事業者(第三十五条の二)に改める。保険施設第三十六条・第三十七条の二に改める。

第三十七条の二 法第二百五十五条の三十八第三項において「以下」を「以下」に改める。

第四章の次に次の二章を加える。

第四章の二 地域支援事業

(地域支援事業の額)

第三十七条の二 法第二百五十五条の三十八第三項に規定する政令を定める額は、各市町村につき、市町村介護保険事業計画(法第二百五十五条の三十八第三項に規定する市町村介護保険事業計画)を定めるものとする。

第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスをいうの見込量等に基づいて算定した各年度の介護給付等(法第二十条に規定する介護給付等をいう)に要する費用の予想額(以下この条において「給付見込額」といふ)に百分の三(法第二十五条の三十八に規定する地域支援事業(以下「地域支援事業」という)のうち介護予防事業(法第二十二条の二第一項に規定する介護予防事業をいふ)に係る介護給付等をいう)に要する費用の予想額(以下この条において「給付見込額」といふ)に百分の三(法第二十五条の三十八に規定する地域支援事業(介護予防事業を除く)に係る政令で定める額にては、それぞれ百分の二)を乗じて得た額とする。

2 法第二百二十一條第二項に規定する市町村について前項の規定を適用する場合においては、給付見込額は、法第四十三条第三項、第五十四条第六項、第四十五条第六項、第五十五条第三項、第五十六条第六項又は第五十七条第六項の規定に基づく条例による措置が講ぜられないものとして算定するものとする。

3 第一項の規定にかかるわらず、給付見込額に百分の一・五を乗じて得た額が三百万円に満たない市町村にあっては、地域支援事業(介護予防事業を除く)に係る政令で定める額は、これを三百万円とし、介護予防事業に係る政令で定める額は、給付見込額に百分の一・五を乗じて得た額とすることができる。

4 第三十八条第一項第一号イ(1)中「次号イ」の下に「及び第三号イ」を加え、「及び第二号イ」の下に「第二号イ及び第三号イ」に改め、同号ハ中「又は第四号口」を「第四号口又は第五号口」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号イ中「地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する」を削り「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号イ中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号イ中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第五号とし、同号を同項第四号とし、同項第二号イ中「前号」を「第一号イ」に、「第四号口」を「第五号口」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

2 次のいずれかに該当する者 四分の二

イ 市町村民税世帯非課税者であつて、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が八十万円以下であり、かつ、前号に該当しない者

口 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護が必要となる状態となるもの（前号イ（1）に係る部分を除く。）、次号口、第四号口又は第五号口に該当する者を除く。）

第三十八条第一項中「事業運営期間」を「計画期間」に改め、同条第三項中「事業運営期間」を「計画期間」に改め、同項第一号中「市町村特別給付による費用の額」の下に「地域支援事業に要する費用の額、保健福祉事業に要する費用の額」を加え、「保健福祉事業に要する費用の額」を削り、同項第二号中「（百二十一条の二並びに法第一百二十三条第三項及び四項の規定による交付金）を「介護給付費交付金」の下に「法第一百二十一条の二並びに法第一百二十三条第三項及び四項の規定による交付金」を「介護給付費交付金」の下に「若しくは第二号又は第三号又は第五号」に改め、「調整交付金」の下に「法第一百二十一条の二並びに法第一百二十三条第三項及び四項の規定による交付金」を「介護給付費交付金」の下に「若しくは第二号又は第三号又は第五号」に改め、「同項第四項及び第五項中「事業運営期間」を「計画期間」に改め、同条第六項中「第一項第四号」を「第一項第五号」に「又は第二号」を「若しくは第二号又は第三号又は第五号」に改め、「同項第五号又は第六号」を「同項第五号又は第六号」に改め、同条第七項中「事業運営期間」を「計画期間」に「保健福祉事業」を「償還」に改める。

第三十九条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、市町村は、第六号に掲げる第一号被保護者の区分を合計所得金額について更に区分し、当該区分に応じて定める割合を乗じて得た額を保険料率することができる。

第三十九条第一項第一号ハ中「又は第五号口」を「第五号口又は第六号口」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号イ中「地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する」を削り、同号を同項第六号とし、同項第四号イ中「地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する」を削り、「前号イ」を「前二号」に改め、同号を同項第六号

口

要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護が必要となる状態となるもの（前号イ（1）に係る部分を除く。）、次号口、第四号口又は第五号口に該当する者を除く。）

第三十八条第一項中「事業運営期間」を「計画期間」に改め、同条第三項中「事業運営期間」を「計画期間」に改め、同項第一号中「市町村特別給付による費用の額」の下に「地域支援事業に要する費用の額、保健福祉事業に要する費用の額」を加え、「保健福祉事業に要する費用の額」を削り、同項第二号中「（百二十一条の二並びに法第一百二十三条第三項及び四項の規定による交付金）を「介護給付費交付金」の下に「法第一百二十一条の二並びに法第一百二十三条第三項及び四項の規定による交付金」を「介護給付費交付金」の下に「若しくは第二号又は第三号又は第五号」に改め、「調整交付金」の下に「法第一百二十一条の二並びに法第一百二十三条第三項及び四項の規定による交付金」を「介護給付費交付金」の下に「若しくは第二号又は第三号又は第五号」に改め、「同項第四項及び第五項中「事業運営期間」を「計画期間」に改め、同条第六項中「第一項第四号」を「第一項第五号」に改め、「同項第五号又は第六号」を「同項第五号又は第六号」に改め、同条第七項中「事業運営期間」を「計画期間」に「保健福祉事業」を「償還」に改める。

この場合において、市町村は、第六号に掲げる第一号被保護者の区分を合計所得金額について更に区分し、当該区分に応じて定める割合を乗じて得た額を保険料率することができる。

第三十九条第一項第一号ハ中「又は第五号口」を「第五号口又は第六号口」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号イ中「地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する」を削り、「前号イ」を「前二号」に改め、「同項第六号」を「前号」に改め、「前号」を「前二号」に改め、「同項第一号イ中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第六号

に改め、同号口中「前号イ」を「第一号イ」に、「第四号口又は第五号口」を「第五号口又は第六号口」に改め、同号を同項第三号とし、同項六号口に該当する者を除く。）

二 次のいずれかに該当する者 四分の一を標準として市町村が定める割合

イ 市町村民税世帯非課税者であつて、当標準として市町村が定める割合

第一条第二項中「居宅支援サービス費、特例支援サービス費、居宅支援福利用具購入費又は居宅支援住宅改修費」を「介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、介護予防福祉費、特例介護予防住宅改修費」に改める。

第一条の二の次に次の二条を加える。

イ 市町村民税世帯非課税者であつて、当標準として市町村が定める割合

に改め、同号口中「百分の三十一」を「百分の三十二」に改め、同条

の次に次の二条を加える。

（地域支援事業支援交付金の額）

第一条の三 法第二百二十二条の二第一項の規定により、毎年度支払基金が市町村に対して交付する地域支援事業支援交付金の額は、各市町村につき、当該年度における介護予防事業に要する費用の額に法第二百一十五条第二項に規定する（国）の地域支援事業に要する費用に対する交付金の額

第一号の次に次の二号を加える。

二 次のいずれかに該当する者 四分の一を標準として市町村が定める割合

（地域支援事業に要する費用に対する交付金の額）

第十一條中「事業運営期間」を「計画期間」に改め、「標準給付費額の総額」の下に「地域支援事業に要する費用の総額」を加える。

第十二条第一項中「事業運営期間」を「計画期間」に改め、「標準給付費額」の下に「及び地域支援事業に要する費用の額」を加え、「都道府県内標準給付費等総額」を改め、同条第二項中「事業運営期間」を「計画期間」に改め、同条第三項中「事業運営期間」を「計画期間」に改め、「標準給付費額」の下に「及び地域支援事業に要する費用の額」を加え、同条第四項、第五項及び第七項中「事業運営期間」を「計画期間」に改める。

第十六条第二号イ中「標準給付費額」の下に「及び地域支援事業に要する費用の額」を加え、同条第四項、第五項及び第七項同号口中「第二百一十三条及び」を「第二百一十三条第一項及び第二項並びに」に、「並びに」を「法第二百一十二条の二並びに第二百一十三条第一項及び四項の規定による交付金の額」に改め、「介護給付費交付金の額」の下に「並びに法第二十六条の規定による地域支援事業支援交付金の額」を加える。

第十七条第一号イ中「標準給付費額」の下に「地域支援事業に要する費用の額」を加え、同号口中「第二百一十三条及び」を「第二百一十三条第一項及び第二項並びに」に、「並びに」を「法第二百一十二条の二並びに第二百一十三条第一項及び四項の規定による交付金の額」に改め、「介護給付費交付金の額」の下に「並びに法第二十六条の規定による地域支援事業支援交付金の額」を加える。

第十八条中「概算介護給付費納付金」を「確定介護給付費納付金」を「確定納付金」に改める。

(施行期日) 第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。
 (地域支援事業の額に関する経過措置) 第二条 平成十八年度の介護保険法第二百五十五条の三項及び第四項の規定による交付金の額」に改め、「介護給付費交付金の額」の下に「並びに法第二十六条の規定による地域支援事業支援交付金の額」を加える。

第三十八条第三項に規定する政令で定める額は、第一条の規定による改正後の介護保険法施行令(以下「新令」という。)第三十七条の二第一項及び第三項の規定にかかるわらず、同条第一項中「百分の三」とあるのは「百分の二」と、「百分の二」とあるのは「百分の一・五」と、同条第三項中「百分の一・五」を乘じて得た額と、「百分の〇・五を乗じて得た額と」どす。

第三条 平成十九年度に地域包括支援センター(介護保険法第二百五十五条の三十九条第一項に規定する地域包括支援センター)をいう。次項において同じ)を設置する市町村における平成十八年度の同法第二百五十五条の三十八条第三項に規定する政令で定める額は、新令第三十七条の二第一項及び第三項並びに前条第一項の規定にかかるわらず、平成十八年度の給付見込額(新令第三十七条の二第一項に規定する介護予防事業の給付見込額)を改め、「法第二百一十二条の二並びに第二百一十三条第一項及び四項の規定による交付金の額」に改め、「介護給付費交付金の額」の下に「並びに法第二十六条の二第一項に規定する地域支援事業をいう。以下この条において同じ。)については百分の一・五をそれぞれ乗じた額とする。

(保険料率の算定に関する基準の特例) 第四条 市町村は、次に掲げる第一号被保険者の財務省設置法(平成十一年法律第九十五号)第十五条第五項、第十七条第二項及び第二十四条第三項に規定する者である場合に限る。

二 平成二十年四月に地域包括支援センターを設置する市町村における平成十八年度及び平成十九年度の介護保険法第二百五十五条の三十八条第三項に規定する地域支援事業(介護予防事業を除く。次項において同じ。)については百分の二第一項及び第三項並びに前条の規定にかかるわらず、平成十八年度及び平成十九年度の給付見込額に、介護予防事業については百分の〇・五をそれぞれ乗じた額とする。

三 地方税法等の一部を改正する法律附則第六条第四項に規定する者である場合に限る。

四 前号に規定する者と同一の世帯に属する者では百分の一・五、介護保険法第二百五十五条の三十八条の二第一項に規定する給付見込額を改め、「法第二百一十二条の二並びに第二百一十三条第一項及び四項の規定による交付金の額」に改め、「介護給付費交付金の額」の下に「並びに法第二十六条の二第一項に規定する地域支援事業をいう。以下この条において同じ。)については百分の一・五をそれぞれ乗じた額とする。

五 地域支援事業については百分の一・五をそれぞれ乗じた額とする。

2 平成二十年四月に地域包括支援センターを設置する市町村における平成十八年度及び平成十九年度の介護保険法第二百五十五条の三十八条第三項に規定する政令で定める額は、新令第三十七条の二第一項及び第三項並びに前条の規定にかかるわらず、平成十八年度及び平成十九年度の給付見込額に、介護予防事業については百分の一・五をそれぞれ乗じた額とする。

三 地方税法等の一部を改正する法律附則第六条第四項に規定する者である場合に限る。

四 前号に規定する者と同一の世帯に属する者では百分の一・五、介護保険法第二百五十五条の三十八条の二第一項に規定する給付見込額を改め、「法第二百一十二条の二並びに第二百一十三条第一項及び四項の規定による交付金の額」に改め、「介護給付費交付金の額」の下に「並びに法第二十六条の二第一項に規定する地域支援事業をいう。以下この条において同じ。)については百分の一・五をそれぞれ乗じた額とする。

五 地域支援事業については百分の一・五をそれぞれ乗じた額とする。

○ 内閣府令第六号

内閣府本府組織令(平成十二年政令第二百四十四号)第四十八条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次の割合を設定するときは、当該割合。(以下この条において同じ)及び新令第三十九条第一項の割合について同じ)及び新令第三十九条第一項の割合について、これらの規定にかかるわらず、これらが規定により適用されることができる。

一 地方税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第五号)附則第六条第二項に規定する。

第六十五条の二第三十二号中「農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法(昭和四十六年法律第三十二号)」の下に「住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)」を加える。
 この府令は、公布の日から施行する。

省
令
附
則



(号外)
独立行政法人国立印刷局

省令

目次

- 領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令 (外務五)
- 国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令 (厚生労働二)
- 介護保険法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令 (同六)
- 介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令 (厚生労働二)
- 介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令 (同二四)
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (同二五)
- 社会保険労務士法施行規則の一部を改正する省令 (同二六)
- 農林水産省組織規則の一部を改正する省令 (農林水産五)
- 農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (同六)

四	三	二	一
○農林水産大臣が定める農林物資の種類ごとの認定事項の確認を行う期間を定める件 (同二七)	○農林水産大臣が定める農林物資の種類ごとの認定事項の確認を行う期間を定める件 (同二六)	○農林水産大臣が定める農林物資の種類ごとの認定事項の確認を行う期間を定める件 (同二八)	○農林水産大臣が定める農林物資の種類ごとの認定事項の確認を行う期間を定める件 (同二九)

四	三	二	一
○公債抽せん (東京都区)、違法駐車両保管、行旅死亡人、無縫墳墓等の登録に関する公示関係	○公債抽せん (東京都区)、違法駐車両保管、行旅死亡人、無縫墳墓等の登録に関する公示関係	○公債抽せん (東京都区)、違法駐車両保管、行旅死亡人、無縫墳墓等の登録に関する公示関係	○公債抽せん (東京都区)、違法駐車両保管、行旅死亡人、無縫墳墓等の登録に関する公示関係

四	三	二	一
○外務省令第五号 領事官の徴収する手数料に関する政令 (昭和二十七年政令第七十四号) 第一条第一項及び第四項の規定に基づき、領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。 平成十八年三月一日 外務大臣 麻生 太郎 領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令 領事官の徴収する手数料の額を定める省令 (昭和二十七年外務省令第四号) の一部を次のように改め 別表第一から別表第四までを次のように改め る。			

告示

官厅報告

官厅事項

北陸地方整備局公示 (北陸地方整備局)
中部地方整備局公示 (中部地方整備局)
中国地方整備局公示 (中国地方整備局)
四国地方整備局公示 (四国地方整備局)
九州地方整備局公示 (九州地方整備局)
北海道開発局公示 (北海道開発局)

公 告

四 署
五 署
六 署
七 署

裁判所
特殊法人等
破産、免責、再生関係

独立行政法人通関情報処理センター
随意契約に関する公示、独立行政法人理化学会平成十六事業年度財務諸表、住宅金融公庫入札、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示、プログラムの著作物に係る登録に関する公示関係

地方公共団体
公債抽せん (東京都区)、違法駐車両保管、行旅死亡人、無縫墳墓等の登録に関する公示関係

会社その他
会社決算公告

四 署
五 署
六 署
七 署

○外務省令第五号
領事官の徴収する手数料に関する政令 (昭和二十七年政令第七十四号) 第一条第一項及び第四項の規定に基づき、領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十八年三月一日
外務大臣 麻生 太郎
領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令
領事官の徴収する手数料の額を定める省令 (昭和二十七年外務省令第四号) の一部を次のように改め
別表第一から別表第四までを次のように改め
る。

第三条第一項第四号に次のように加える。

又 特定入所者介護予防サービス費の支給(第一号)に掲げるものを除く。

ル 特例特定入所者介護予防サービス費の支給

宅支援住宅改修費、特例住宅支援サービス費、介護予防福祉用具購入費又は居

宅支援住宅改修費を「介護予防サービス費、介護予防福祉用具購入費又は居

宅支援住宅改修費」に改める。

第三条第二項中「居宅支援サービス費、特例居宅支援サービス費、介護予防福祉用具購入費又は居

宅支援住宅改修費」を「介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、介護予防福祉用具購入費又

は介護予防住宅改修費」に改める。

別表第一中「1 - (0.5 × (A - a) + 0.5 × (B - b) + 0.25 × (C - c) - 0.25 × (D - d)) - 0.5 × (E - e)」を

「1 - (0.5 × (A - a) + 0.5 × (B - b) + 0.25 × (C - c) - 0.25 × (D - d)) - 0.5 × (E - e)」を

に改め、同表備考中「第三十八条第一項第四号」を「第三十八条第一項第三号」に改め、同表備考に

次のように加える。

E 当該年度における当該市町村に係る第一号被保険者の数に対する当該年度における当該市町

村に係る令第三十八条第一項第六号に掲げる者の数の割合

e 当該年度におけるすべての市町村に係る第一号被保険者の総数に対する当該年度における

べての市町村に係る令第三十八条第一項第六号に掲げる者の総数の割合

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

第二条 平成十八年度及び平成十九年度における所得段階別加入割合補正係数の算定の特例

第一条 平成十八年度におけるこの省令による改正後の介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令(以下「算定省令」という。)第四条第二号の所得段階別加入割合補正係数は、算定省令第六条の規定にかかるらず、附則別表第一に掲げる算式により算定した数とする。

2 平成十九年度における算定省令第四条第二号の所得段階別加入割合補正係数は、算定省令第六条の規定にかかるらず、附則別表第一に掲げる算式により算定した数とする。

附則別表第一
備考 この表における算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるところとする。

$$\begin{aligned} \text{所得段階別加入割合補正係数} &= 1 - (0.5 \times (A - a) + 0.5 \times (B - b) + 0.25 \times (C - c) + 0.34 \times (D - d) + 0.34 \times (E - e) + 0.17 \times (F - f) + 0.25 \times (G - g) + 0.25 \times (H - h) + 0.09 \times (I - i) - 0.08 \times (J - j) - 0.25 \times (K - k) - 0.5 \times (L - l)) \end{aligned}$$

d 当該年度における当該市町村に係る第一号被保険者の数(以下「市町村被保険者数」という。)に対する当該年度における当該市町村に係る介護保険法施行令(平成十年政令第四百二十二号)以下「令」という。)第三十八条第一項第四号に掲げる者(介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成八年政令第二十八号。以下「平成八年改正令」という。)附則第四条第一項第二号に掲げる者(以下「第一号該当者」という。)であつて、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第三十二条第一項の規定によりなお從前の例によるものとされた同法第一条の規定による改正前の国民年金法(昭和三四年法律第四百四十一号)に基づく老齢福祉年金(その全額につき支給が停止されているものを除く。以下「老齢福祉年金」という。)の受給権を有している者又は生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第一項に規定する被保護者(以下「被保護者」といいう。)に限る。)の数の割合

e 当該年度におけるすべての市町村に係る第一号被保険者の総数(以下「被保険者総数」という。)に対する当該年度におけるすべての市町村に係る令第三十八条第一項第四号に掲げる者(第一号該当者である)の数の割合

f 特定入所者介護予防サービス費の支給(第一号)に掲げるものを除く。

g 被保険者総数に対する当該年度におけるすべての市町村に係る令第三十八条第一項第五号に掲げる者(第一号該当者であつて、老齢福祉年金の受給権を有している者又は被保護者に限る。)の数の割合

h 被保険者総数に対する当該年度におけるすべての市町村に係る令第三十八条第一項第五号に掲げる者(第一号該当者であつて、収入金額等が八十万円以下の者に限り、gに掲げる者を除く。)の数の割合

i 被保険者総数に対する当該年度におけるすべての市町村に係る令第三十八条第一項第五号に掲げる者(第一号該当者に限り、gに掲げる者を除く。)の数の割合

j 市町村被保険者数に対する当該年度における当該市町村に係る令第三十八条第一項第五号に掲げる者(第一号該当者に限り、G, H又はIに掲げる者を除く。)の数の割合

k 被保険者総数に対する当該年度におけるすべての市町村に係る令第三十八条第一項第五号に掲げる者(第一号該当者に限り、g, h又はiに掲げる者を除く。)の数の割合

l 被保険者総数に対する当該年度におけるすべての市町村に係る令第三十八条第一項第五号に掲げる者(g, h, i又はkに掲げる者を除く。)の数の割合

m 算定省令別表第一の備考eに規定する割合

備考 この表における算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるところとする。

$$\begin{aligned} \text{所得段階別加入割合補正係数} &= 1 - (0.5 \times (A - a) + 0.5 \times (B - b) + 0.25 \times (C - c) + 0.17 \times (D - d) + 0.17 \times (E - e) + 0.09 \times (F - f) - 0.08 \times (G - g) - 0.16 \times (H - h) - 0.25 \times (I - i) - 0.5 \times (J - j)) \end{aligned}$$

A, B, C 及び d 市町村被保険者数に対する当該年度における当該市町村に係る令第三十八条第一項第四号に掲げる者(第一号該当者であつて、老齢福祉年金の受給権を有している者又は被保護者に限る。)の数の割合

E 市町村被保険者数に対する当該年度における当該市町村に係る令第三十八条第一項第四号に掲げる者(第一号該当者であつて、老齢福祉年金の受給権を有している者又は被保護者に限る。)の数の割合

F 市町村被保険者数に対する当該年度における当該市町村に係る令第三十八条第一項第四号に掲げる者(第一号該当者であつて、収入金額等が八十万円以下の者に限り、dに掲げる者を除く。)の数の割合

G 市町村被保険者数に対する当該年度における当該市町村に係る令第三十八条第一項第五号に掲げる者(平成八年改正令附則第四条第一項第一号に掲げる者(以下「第一号該当者」という。)とくの者との属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が当該年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は第一号該当者である場合に限る。g, h, i及びlにおいて同じ。)であつて、老齢福祉年金の受給権を有している者又は被保護者に限る。)の数の割合

H 市町村被保険者数に対する当該年度におけるすべての市町村に係る令第三十八条第一項第五号に掲げる者(第一号該当者であつて、収入金額等が八十万円以下の者に限り、gに掲げる者を除く。)の数の割合

I 市町村被保険者数に対する当該年度における当該市町村に係る令第三十八条第一項第五号に掲げる者(第一号該当者に限り、G, H又はIに掲げる者を除く。)の数の割合

J 市町村被保険者数に対する当該年度における当該市町村に係る令第三十八条第一項第五号に掲げる者(第一号該当者に限り、G, H又はIに掲げる者を除く。)の数の割合

K 市町村被保険者数に対する当該年度における当該市町村に係る令第三十八条第一項第五号に掲げる者(G, H, I又はJに掲げる者を除く。)の数の割合

L 市町村被保険者数に対する当該年度における当該市町村に係る令第三十八条第一項第五号に掲げる者(g, h, i又はkに掲げる者を除く。)の数の割合

M 算定省令別表第一の備考eに規定する割合

備考 この表における算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるところとする。

A, B, C 及び d 市町村被保険者数に対する当該年度における当該市町村に係る令第三十八条第一項第四号に掲げる者(平成十八年改正令附則第四条第一項第一号に掲げる者(以下「第一号該当者」といいう。)であつて、老齢福祉年金の受給権を有している者又は被保護者に限る。)の数の割合

